

■■ 研修会のお知らせ ■■

令和 6 年度 インターネットを利用した高度管理医療機器に係る継続研修			
日 時	令和 6 年 11 月 11 日 (月) ～ 令和 6 年 11 月 24 日 (日)		
開催方法	インターネットを利用した研修 (後日動画拝聴のためのパスワード等をお知らせ致します)		
平成 14 年度 7 月に公布され平成 17 年 4 月より施行された改正薬事法では、医療機器の安全対策が強化されることとなり、自己検査用血糖値測定器、コンタクトレンズ等の高度管理医療機器を取り扱っている薬局については、その販売に当たり事前に都道府県許可申請が必要となり、更に平成 18 年度からは許可を受けた薬局一般販売業の営業管理者は継続研修を毎年度受講することが義務づけられました。 本会では(公社)日本薬剤師会との共催により、日本薬剤師会が制作したコンテンツ動画を視聴しての講習会となります。 原則として居住県及びその近隣の都道府県の方を対象としております。 受講を希望される方は、以下をご確認の上お申し込みいただきますようお願い致します。 ネットでの申し込みのみとさせていただきます。専用ページからお申し込み下さい。			
参加費	■会 員： 3,300 円 (内税 10% 300 円) ■非会員： 6,600 円 (内税 10% 600 円)		
申込方法	<高度管理医療機器継続研修 専用ページ> https://chiba-kenyaku2.sakura.ne.jp/training/kouodo/ こちらからお申し込み下さい ※今年度から原則受講料はクレジット決済となります。 ※入金後のキャンセルにつきまして、返金いたしませんのでご注意ください。		
取得単位	PECS (日本薬剤師研修センター) 対象外		
対象者	①高度管理医療機器等の販売業等の営業管理者 ②医療機器修理業の責任技術者 *①及び②については毎年度受講の義務があります。	定員	—
申込締切	令和 6 年 10 月 16 日 (水)		
今後の日程	11 月 6 日頃：テキスト、動画配信方法を当会より送付 11 月 11 日～11 月 24 日：専用ページから動画を視聴 11 月 26 日：レポート提出〆切 12 月上旬頃：レポート報告者宛に受講修了証を送付、 質問事項があった場合はその内容を当会ホームページに掲載 ※注意事項※ 11 月 26 日までにレポート提出の確認できなかった場合、受講修了証は送付いたしません。 今年度も 1 回のみの開催となります。		
主催、共催	主催：公益社団法人日本薬剤師会 共催：一般社団法人千葉県薬剤師会 (登録番号：T1-0400-0500-1286)		
問合せ先	一般社団法人千葉県薬剤師会 事務局 TEL：043-242-3801 FAX：043-248-0646		

※令和 5 年 10 月からのインボイス制度開始に伴い、当案内及び通帳等の支払いの記録をもって適格請求書（インボイス）とさせていただきますのでご了承ください。